

那覇家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和元年9月27日（金）午後1時30分～午後3時30分

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

遠藤真澄，大城純市，小川隆史，幸家秀男，傍田賢治，瀧岡直美，谷地伸之，
普久原均，矢野恵美，与那嶺一枝

（五十音順，敬称略）

（説明補助者）

事務局長，首席家裁調査官，首席書記官，事務局次長，少年次席家裁調査官，
総務課長，会計課長

（庶務担当）

総務課課長補佐

第4 議事

1 開会宣言

2 新任委員の紹介

3 委員長挨拶

4 意見交換

(1) 裁判所からテーマについて説明

テーマ「裁判所における防災対策について」説明

(2) 意見交換

委員から次のとおり質問等があった。

（発言者の略記＝（長）：委員長，（委）：委員，（説）：説明者，（補）：説明補助者）

(委) 家裁委員会に参加して、家庭裁判所の特徴として、身柄拘束中の少年に逃げられないようにしないといけない一方で、来庁者の避難も考えなければいけないというジレンマがあることが良く分かった。

非常時優先業務については、避難を最優先にすべきだと思われるが、どのような状況において、優先すべき業務を行うことを考えているのか。

(説) 被災したときに最優先されるのは、ご指摘のとおり身の安全である。その次に安否の確認をした後、庁舎が倒壊する可能性、火災や爆発の危険性がないのかをチェックマニュアルに沿って確認している。非常時優先業務は、庁舎内に留まることが安全であるとの確認が取れてから行うことになる。

このような安全の確認については、定められた基準があるので、この点を今後の訓練において確認することになる。

(委) 実際にマニュアルどおりに行動することの難しさを感じている。ある航空会社の航空機内の模型で避難を行う訓練に参加した際、救命胴衣の装着の仕方などを知っているつもりでも、実際にはうまく装着できないことがあった。想像しているだけでは意味がなく、リアリティを伴う訓練が重要だと痛感したので、裁判所においてもそのような訓練を行うことが良いと考える。

(委) 家庭裁判所は非公開の手続きも多く、来庁者が限定されるため、誰が庁舎内にいるかを把握するために、来庁者に入口で氏名を記載してもらうなどという対応は考えられないのか。

(長) 開かれた裁判所であることが前提なので、自由に受付窓口等に来ていただく必要がある。間口を狭くしてしまうことは、家庭裁判所の理念に反することにもなりうる。ただ、庁舎内での放火などの加害行為を想定すると、来庁者や職員の安全に対する配慮も必要になると考えられる。

(委) 私の勤務先においても、開かれた職場であることを是としていて、誰が

敷地内に入ってきているかを全くチェックしていない。防犯との兼ね合いでは難しいと感じている。

また、膝などを痛めている者にとっては、被災時などに階段で避難することが難しいと思われるが、備蓄品で展示されていた怪我人を運ぶ用具は、各階に配置されているのか。

(説) 怪我人を救助する用具は4階に配置されている。

(長) 救助用具が使えない場合には、椅子に怪我人を座らせて、後ろ向きに階段を降りる方法もあると聞いている。そのような方法も利用することになると思われる。

(委) 弊社の建物は免震構造になっているため、地震よりも津波による被害が懸念される場所である。地域の避難ビルにも指定されているので、近隣の企業から、避難先として弊社のビルを使用するときの利用方法について問い合わせがある。その際は、近隣の企業に弊社ビル内の写真なども提供して説明している。家庭裁判所においても、周囲との協力が必要ではないかと考える。

また、逃走を防止する必要があつて、似たような庁舎の作りになっている検察庁などとも意見交換することも良いのではないかと考える。

(委) 弊社ビルは、1階にホールがあつて不特定多数の出入りがあるため、避難誘導の訓練を実施している。また、弊社ビル内で怪我をした際の救護方法やAEDの利用方法などの研修をしている。避難誘導については、数百名の方がホールに来られることもあるので、事前にしっかりと動線を考えていなければ難しいとの意見が社内に出された。迅速に避難する方策を具体的に考えることが望ましいと考える。

(委) 弊社ビルは、那覇市における津波時の避難場所に指定されているため、被災時の食事の備蓄も2,000人分ほどを準備している。よって、避難者を受け入れる立場であり、建物から避難するという点では、家庭裁

判所とは異なる。ただ、リスクマネジメントという観点では、身柄拘束中の少年が逃げづらいということは、避難においてはリスクになる。そのリスクをどのように評価して解決策を見出すかについては、似た業態で情報交換することが有益であると考え。また、弊社においては、BCPを重要視している。特に、翌日にどのように店舗を開いて、お客様にサービスを提供できるかが重要である。災害が発生した際には、社員へ一斉にメールが送信され、本人の安否、自宅の被災状況、明日の出勤の可否をすぐに確認する。以前、社員へのメール送信訓練を行ったところ、携帯電話を持っているがメール機能がない職員がいることが分かった。熊本地震の際は、同種企業において、社員全員の安否確認を行うのに3日かかったと聞いている。社員によっては、携帯電話を頻繁に買い替えてメールアドレスが変わるため、その都度、メールアドレスの確認が必要になる。この点は、危機意識を持っている。

- (説) 裁判所においても安否確認メール訓練を定期的実施している。ただ、携帯電話を買い替えた都度、メールアドレスを確認することまではできていない。
- (長) 裁判所においても、翌日から開庁できるのかということを検討することはとても重要であり、その点は共通している。
- (委) 安否確認については、災害時に全員へメールが送信されるサービスを利用して、そのメールを受けて安否報告を行っている。このような訓練を年に数回行っており、そのメールに気が付かない者に対しては厳しく指導している。先日の台風通過時においても、現在の状況を報告させている。また、メール送信から1時間以内に返信した者の割合なども集計している。

逃走防止については、いったん逃走事案が発生してしまうと、とても重大な影響を及ぼすため、とても力をいれている。取調べ中の逃走を想定

して訓練したりしている。身柄拘束中の者に対して、被災時にどのように対応するかについても、東日本大震災を契機に対策が執られ、しっかりとマニュアルが備えられている。

- (委) 当会においては、採用時に防火管理講習を受講させたりするなどして、知識を付与している。万が一に備えた防災計画については策定しているが、訓練はできていない。今後、訓練を実施していきたい。所属会員の安否確認については、訓練を実施している。身柄拘束事件に早急に対応するため、すぐに連絡が取れる体制が重要である。また、各会員の事務所において雇用している事務員の安全配慮ができているのかを声掛けしている。被災時の防災用品や本棚の転倒防止措置、災害時の連絡方法、集合場所などを事務所において定めるように指導している。
- (委) 家庭裁判所には、精神的に不安定な当事者や乳幼児だけでなく、高齢者や車いす利用者など、様々な来庁者がいる。このような来庁者と調停などで同席時に被災した場合には、どのような対応をすべきか、しっかりと考えておく必要がある。また、家庭裁判所における防災訓練については、常勤職員だけでなく非常勤職員にもできるだけ参加させる必要を感じている。また、家庭裁判所が被災時のために防災用品を備蓄していることを知ることによって安心できた。当事者から庁舎の耐震強度について質問されても、しっかりと答えられるように備えることも必要であると感じた。
- (委) 先日、台風で被災したとき、自宅で備蓄した物があまり使えないということを経験した。やはり、実際に訓練などで体験して備えることが重要であると考えている。
- (長) 各委員からの意見で、実際に訓練で体験することの重要性を改めて実感した。日常の業務を行いながらも、防災訓練を意識的に継続したいと考えている。
- (委) 先ほど、話に出ていた津波対策がとても重要だと感じた。家庭裁判所と

してもどのように対応するか検討する必要がある。

(委) 東日本大震災後、自家発電機能の強化と社屋の高台移転を進めた。マスメディアとしては、被災時に災害放送を最後まで続けなければいけないため、津波被害に遭ってしまうと何もできなくなってしまう。高台移転などを進めると、社員の防災に対する意識も高まる。沖縄県内でもいつ大津波が起こるか分からないという意識を持って取り組む必要がある。

(委) 備蓄品については、様々な来庁者がいることを考えると、子どもや介護用のおむつや離乳食なども準備した方が良いのではないかと感じた。

(補) 食料の備蓄品について、職員60名に対して95名分を準備しているが、毛布などの生活用品については、避難者も見込んで140名分を準備している。

(長) 貴重なご意見ありがとうございました。

6 次回テーマ

「家事調停委員」について

7 次回開催期日

令和2年7月14日(火) 午後1時30分